

を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第27条の4第3項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】及び【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

- 【国名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- （【優先権証明書提供国（機関）】）
- （【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

- 【国名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- （【優先権証明書提供国（機関）】）
- （【提供国（機関）における出願の番号】）

（実用新案法施行規則の一部改正）

第12条 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第11号）の一部を次のように改正する。
様式第一の備考³⁰を次のように改める。

30 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日に記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて、「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

- 【国名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- （【優先権証明書提供国（機関）】）
- （【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

- 【国名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- （【優先権証明書提供国（機関）】）
- （【提供国（機関）における出願の番号】）

（意匠法施行規則の一部改正）

第22条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第三項第七号」の下に「、第七条の1」を加え（昭和三十五年政令第16号）を削り、同条第3項中「第二十七条の四」を「第二十七条の四第一項及び第二項」に改める。

（商標法施行規則の一部改正）

第4条 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第13号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第三項第七号」の下に「、第七条の1」を加え（昭和三十五年政令第16号）を削り、同条第4項中「第二十七条の四」を「第二十七条の四第一項及び第二項」に改める。

（特許登録令施行規則の一部改正）

第5条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条」を「第四十条の1」に改める。

第1条の1第2項中「特許関係拒絶審決再審請求原簿」を「特許仮実施権原簿は様式第一の1により、特許関係拒絶審決再審請求原簿」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「特許関係拒絶審決再審請求原簿および」を「特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿及び」に改める。

第1条の見出しを（特許仮実施権原簿等の作成）に改め、同条第1項を同条第3項とし、同条第1項を同条第1項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

特許仮実施権原簿は、仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願として用紙を備えなければならない。

第3条第1項中「特許関係拒絶審決再審請求原簿または」を「特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は」に改め、特許番号のトビ（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、特許出願の番号）を加え「および」を「及び」に改め、同条第2項中「登録用紙を」の下に「特許仮実施権原簿」を加え「または」を「又は」に「および」を「及び」に改める。

第4条第1項中「閉鎖特許原簿は」を「消滅した特許権に係る閉鎖特許原簿は」に改め、同条第1項中「第十二条」の下に「第一項」を加え、同条に次の3項を加える。

3 特許登録令第十二条第1項の規定により特許仮実施権原簿における登録を閉鎖特許原簿に移す方法は、特許仮実施権原簿における当該登録の登録用紙を閉鎖したため、閉鎖特許原簿に閉鎖した登録用紙を移すことによるものとする。

4 第1条の1第三項及び第5項の規定は、前項の規定による閉鎖特許原簿に準用する。

5 前条の規定は、前項において準用する第1条の1第三項の目録に準用する。

第5条に次の1項を加える。

2 閉鎖特許原簿の閉鎖した登録用紙の保存期間は、その閉鎖の日から十年とする。

第7条第5項中「甲区」を「特許登録原簿の甲区」に改め、同条第6項中「乙区」を「特許登録原簿の乙区」に改め、同条第7項中「丙区」を「特許登録原簿の丙区」に改め、同条第8項中「丁区」を「特許登録原簿の丁区」に改め、同条の次に次の1条を加える。